

処 分 基 準

令和6年9月2日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第50条の2
処 分 の 概 要	違法停車車両の移動措置命令等
原 権 者	警察官等
法 令 の 定 め	車両（トロリーバスを除く。）が第44条第1項、第47条第1項若しくは第3項又は第48条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係（048-832-0110）
備 考	